

埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領

(平成5年12月10日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき制定した埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年3月29日公営企業告示第1号。以下「規程」という。）第3条の規定に基づき指名業者を選定するに当たり、必要な指名の基準等を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 企業局工事請負等業者選定委員会設置要綱第2条に規定する業者選定委員会は、原則として、この要領に定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

(指名業者の要件)

第3条 指名業者として選定することができる者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 規程第2条により入札に参加することができる者
- (2) 規程第3条に基づき選定することができる者

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の条件を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、指名業者として、選定することができないものとする。

- (1) 企業局の発注する建設工事等及び物品の契約に係る指名停止等の措置要領（平成元年1月13日施行）に基づく指名停止期間中である者
- (2) 埼玉県企業局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名除外期間中である者
- (3) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者
- (4) 過去2年間の年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額と比較して不十分である者
- (5) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (6) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不適當であると認められる者
- (7) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (8) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報が県に対してあり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し、原則として、この評価が上位の者から選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 技術・設備状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他

2 前項の選定を行うに当たっては、特定の者に偏しないようにするものとする。

(運用)

第6条 前条の規定は、別記「指名業者選定運用基準」に定めるところにより運用するものとする。

(選定方法の例外)

第7条 当該工事の技術的条件、自然・地理的条件、周辺環境条件又は緊急性等からみて、必要があると認められる場合は、第5条の規定にかかわらず、他に適当な者を選定することができる。

(準用)

第8条 この要領は意向反映型指名競争入札における意向確認対象者の選定に準用する。

附 則

この要領は、平成5年12月10日から施行し、平成5年12月20日の指名選定から適用する。

附 則

この要領は、平成7年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。